

「原発規制」を問う！

※「偽装」とは、事実を偽りまげて、もっともらしく^{しつら}設え装うこと

(1) 玄海原発 — 仮処分決定と再稼働

3月20日、佐賀地方裁判所で、玄海原発3・4号機再稼働差し止め仮処分申立てが却下された。福島第一原発事故を直視せず、身体生命に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的な危険があることについて申立人（債権者）に疎明を求める一方、規制基準の合理性を全面的に認めるなど、九州電力と国の意向に立脚した、残念な裁定となった。まもなく高等裁判所へ抗告の予定である。

玄海原発3号機は3月23日に再稼働されたのであるが、本格運転を目前にして、2次系の配管からの蒸気漏れが見つかり、腐食していた配管16本を取り換えた後、4月18日に運転を再開した。7年3ヶ月間の長期運転停止後の再稼働なのだから、一層綿密な点検を前提にしなければならない。ところが、素人でも腐食を想定できる「雨ざらしの配管」の点検を怠っていたのだ。そして、玄海町をはじめ、周辺自治体への事故報告が2時間以上も遅れる有様だった。

小さなトラブルが大事故に繋がる可能性はこれまでの事故で実証済みである。規制委員会の適合判定を受けた後、安全性は保証されたとばかりに再稼働に進んでいった九州電力の歪んだ姿勢が明らかになったといえる。本来なら、規制委員会が合格判定を取り消してもよい事件である。

規制委員会の「適合審査」は「原発再稼働」とその是非を問う「裁判」に大きな影響を与える。

(2) 規制の限界

3.11 福島第一原発事故を真摯に受け止め、直ちに脱原発へ舵を取ったのは日本ではなく、ヨーロッパのメルケル政権である。ドイツの古い原発8基を即座に閉鎖するとともに、運転中の9基も2022年までに段階的に閉鎖することを決めた。その根拠として次の3点が指摘されている。

- ① 日本のようなハイテク国家で深刻な原発過酷事故が生じた
- ② 原発過酷事故の損害規模は際限がない
- ③ 想定以上の事態に耐える原子炉を設計することはできない

いいかえれば、「規制基準をいくら強化しても、原発事故を防ぐことはできない」ということである。

田中（前）規制委員長は「原子力規制委員会は、規制基準を満たすかどうかを審査しており、規制審査合格が安全を保証しているわけではない。」との見解を何度も表明している。

これは責任回避ともいわれているが、真実の告白であることに間違いはない。

以上の実情を前提として、規制の在り方について、今一度検証したい。

(3) 規制の在り方

2014年7月、原子力規制委員会が川内原発に対する適合判定を行ったことに対し、原子力市民委員会^{*1}は「原子力規制委員会が審査書を決定しても原発の安全性は保証されない」との声明^{*2}を出している。全くその通りとの意から、以下に要約して紹介する。

- ・どのくらい規制基準を強化すれば、原発過酷事故リスクをどのくらい低減できるかについて、信頼に足る評価自体が確立していない。また、安全目標の設定に関して、公での議論をまったく経ていない。
- ・原子力規制委員会の新規制基準が不適切であることを科学的・技術的観点から論証することができなければ、再稼働に反対する資格はない、などということはある。原子力規制委員会が安全を保証していないのだから、そのような施設の再稼働を受け入れる必要はない。
- ・法律の上では誰が安全の判断の責任を負うかが決められておらず、再稼働へのゴーサインは結局事業者の判断とされ、安全性が第三者の検証によって担保されていないという由々しき状況がある。
- ・規制委員会が定めた新規制基準は、事故対策組織を形式的に整備してハードウェアの追加工事といった部分的改善を、実施不可能なほどのコストをかけずに行えば、全ての既設原発が合格できるよう注意深く設計されたものであり、その意味で本質的に甘い規制基準である。したがってそれをクリアしても原発の安全性は保証されない。

(4) 安全保証が出来ない原発を合格させるための10種の偽装方法

① 福島原発事故の事故原因について深く追究しないこと

事故原因を徹底的に分析し、その知見を規制基準策定に活かすことをせず、地震・津波・過酷事故に関する表面的な教訓を抽出すれば十分としている。

② 遵守すれば不合格が必至の要件を、規制基準の中から全て除去すること

その最も代表的なケースは「原子炉立地審査指針」の廃止である。また、海外の新型原子炉で標準装備となっているコアキャッチャー等についても、巨額費用と長期間を要することをおそれて、不要としている。実態としては原発設備の本体部分は既設の設備のままで、重大事故対応の可搬式設備を付け加えて、安全性を強化したとっているに過ぎない。

③ 規制基準に加えるべき事項について、その整備が間に合わないという理由で規制基準への組み込みを遅らせていること

故意による航空機の衝突および武装攻撃・破壊工作への対策が具体化されていない。規制

基準の適用対象を、原子炉施設内のみに絞っている。原子炉施設外の設備や防災対策などについても、原子力規制委員会が原子力利用の安全確保を一元的に司る以上、必要に応じて規制基準を設けて審査すべきである。周辺地域の防災・避難計画はそれに該当する。

④ 規制基準を満たしていない施設の整備を猶予すること

フィルター付ベント装置の設置、免震重要棟の設置、直流電源装置の多重配置には5年の猶予を認めている。それらの設備が整わないうちに重大事故が発生した場合はどうしようもない。

⑤ 原発の規制にかかわる情報の開示制限

たとえば適合性審査で規制委員会が公開する審査資料には、商業機密を理由にした白抜き、黒塗りの箇所が多々あり、国民に対する説明責任が徹底されていない。

⑥ 規制基準をできるだけ甘くする

外見上は適正な基準と見せかけつつ、事業者が許容できる範囲内のコストでクリアできるような基準とする。原子炉施設の周縁部の設備・機器の耐震基準は甘いままである。

⑦ 規制基準の適用に際して、その評価を事業者にゆだねていること

規制委員会は事業者による原子炉施設やその立地条件に関する評価をそのまま受入れ、規制委員会自身による厳しいチェックや、独自評価を行っていない。基準地震動の決定については事業者に丸投げしている。また、重大事故対策のシナリオを事業者の策定に求めている。

⑧ 本来適用すべき評価手法を、しっかり適用せずにごまかすこと

たとえば過酷事故対策の評価において、クロスチェック解析を行っていない。

⑨ 規制基準を抽象的な表現にとどめ、科学・技術的に明瞭には判断できない余地を残しておくこと

たとえば火山噴火対策については、噴火の前兆現象をとらえることができるという誤った仮定を前提とした「火山影響評価ガイド」を作るにとどめ、実効性ある指針を設けていない。

⑩ 適合性審査において実質的な審査をしないこと

適合審査後の「工事計画認可」、「保安規定認可」は事実上丸投げされており、設置変更許可申請への審査だけでは、実質的な検証ができないので、規制基準をクリアしているかどうかも不確定である。

以上の通り、新規制基準とその運用は非常に不十分なものである。規制基準を満たしているからといっても、原発過酷事故を防ぎ得ない。

また、規制基準が原子炉施設のみを対象としていることにも大きな問題を残している。言

い換えれば、確実に機能する危機管理システム（指揮管制通信システム）の整備や、確実に機能する防災・避難計画の策定が、原子力規制委員会の規制要件となっていないことである。これでは、過酷事故が起きた場合に、広範囲の周辺住民に重大な被害が及ぶことを防止できるとは言い難い。

偽装 - 偽りの内装 - が「原発規制」の無効を生み出している。

※1) 脱原発社会構築のために必要な情報収集、分析および政策提言をする市民シンクタンク。2013年4月発足。座長は吉岡斉氏（九州大学大学院比較社会文化研究院教授、元政府原発事故調査委員会委員、高木仁三郎市民科学基金顧問）であったが、今年1月に亡くなられた。現在の座長は大島堅一氏（龍谷大学政策学部教授）。

※2) <http://npg.boo.jp/siryoku/140930seimei2.pdf>

文責（棚次奎介）2018年4月30日 公開